

平成 24 年（ワ）第 213 号、平成 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号

平成 26 年（ワ）第 101 号 平成 27 年（ワ）第 34 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 早川篤雄 外 587 名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

2017（平成 29）年 4 月 13 日

福島地方裁判所いわき支部（合議 1 係） 御中

準備書面（300）

～南相馬市原町区の地域コミュニティの原発事故後の変容状況～

原告ら訴訟代理人 弁護士 小野寺 利孝



同 弁護士 広田 次男



同 弁護士 鈴木 堯博



同 弁護士 清水 洋



同 弁護士 米倉 勉



同 弁護士 笹山 尚人



外

第1 はじめに

原告らは、準備書面（299）において、本件訴訟における原告らの故郷が喪失あるいは変容したことによる損害の内容を理解するためには、本件事故前に原告らが所属していた地域コミュニティがどのようなものであったかをきちんと把握することが不可欠であることから、本件事故前の南相馬市原町区の地域コミュニティの状況について、自治会（行政区）ごとに明らかにした。

本準備書面は、準備書面（299）で明らかにした南相馬市原町区の地域コミュニティの状況が、本件事故による住民の避難によって、どのように喪失あるいは変容したのかを明らかにするものである。

第2 大甕上地区の地域コミュニティの本件事故後の変容状況について

1 本件事故後の大甕上地区の概要

大甕上地区には、本件事故前には45戸の家があり、南相馬訴訟の原告佐藤廣一家（原告番号22）、同末永昇一家（同23）、同星仁一家（同24）、同小澤憲夫一家（同34）及び同門馬経房一家（同40）が所属していた。

大甕上地区は、後記第3の大甕下地区とは異なり、全戸が福島第一原子力発電所から20km圏外（以下、福島第一原子力発電所から20km圏内、圏外を単に「20km圏内」、「20km圏外」という。）、30km圏内にある。

大甕上地区の住民は、本件事故による放射線被ばくを避けるため、緊急時避難準備区域に指定された2011（平成23）年4月22日時点までに、ほぼ全員が避難をした。

その後、徐々に住民の帰還が行われるようになり、現在では1戸を除く44戸の帰還がなされている。

しかし、それは家族全員の帰還ではない。すなわち、44戸のうち10戸で、子育て世代と子（8戸・28名）あるいは若い世代（2戸・3名）が、2017（平成29）年1月現在も避難したままである。

その結果、大甕上地区の地域コミュニティは以下のとおり、本件事故前の状

況から大きく変容してしまっている。

2 本件事故後における地域コミュニティの組織と活動

(1) 地域コミュニティの組織

本件事故前、大甕上地区には、大甕上行政区の外に、大甕上老社会、大甕上婦人会、大甕上若妻会、親子会、青年団、水利組合、農事組合、転作組合等の組織があり、各戸、各人がそれらの組織に所属し、地域コミュニティのために生き生きとした活動をしていた。

しかし、本件事故による全戸避難によって、それら各組織は活動停止に追い込まれてしまった。

現在も活動を停止したままの組織もあれば、住民の帰還にともない活動を再開した組織もあるが、本件事故前のような生き生きとした活動ではなくなってしまっている。以下詳述する。

(2) 地域コミュニティの各組織の活動

ア 大甕上行政区

大甕上行政区は、大甕上地区の全戸が所属する自治会であるため、本件事故による全戸避難によって、一時はまったく活動を停止してしまったが、2011（平成23）年9月ころからは、既に帰還した者と避難先から通う者が協力し合って、活動を再開するようになった。

しかし、前述のとおり、子育て世代や若い世代で未帰還の者が相当いるため、活動参加者の高齢化が進み、従前よりも活動に躍動感がなくなっている。

また、大甕上行政区と大甕下行政区の連合組織である大甕大字会についても、後記第3のとおり、大甕下行政区の住民のうち20km圏内の者はほとんど帰還していないため、活動は再開しているものの、従前に比して不活発になっている。

イ 大甕上老社会

大甕上老社会は、大甕上地区に住む満60才以上の者で組織する老人会であるが、本件事故後、活動に参加する者が少なくなってしまい、活動は停止したままである。そのため、大甕上老社会が行っていた大甕公会堂の管理や花木の剪定、及び慰安旅行はなされなくなり、道路のごみ拾い、花植えや草刈り等は大甕上地区の全戸で対応しなければならなくなっている。

ウ 大甕上婦人会

大甕上婦人会は、従前は7名の会員がいて活動していたが、本件事故後には4名となり、現在は2名（大甕上下併せて4名）となってしまっている。

そのため、婦人会が行政と協賛していた盆踊りは本件事故後中止となり、2013（平成25）年から復活した文化祭についても、南相馬市社会福祉協議会の会員によって運営されるようになっている。

また、本件事故前には、旧大甕村の11集落の婦人会には併せて71名の会員があり、合同で講演会を開催するなどしていたが、本件事故後は、津波被害を受けた海沿いの集落では婦人会等の組織が消失してしまった上、そうでない地区でも大甕上地区同様、会員数が激減してしまったことから、合同の活動は中止したままである。

なお、大甕上若妻会は、本件事故後は、会員がいなため解散状態にある。

エ 青年団

大甕上、下地区に住む20代、30代の男性で組織する青年団は、新たに会員になる者がいなくなってしまったことから、本件事故前の2010（平成22）年3月に解散し、神楽舞については、OBが担当するようになり、現在に至っている。

オ 消防団

旧大甕村の11集落全体を管轄する消防団として第3分団があつて、その下には部と呼ばれる9つの小分団があり、大甕上地区には大甕下地区と合同の第

5部があった。

現在、第5部には11名が所属しており、辛うじて定員は満たしているものの、本件事故後、新規加入者がいなくなつて、退団できにくくい状況となつたため、長期団員が増加している。南相馬市の他の地域も同じ状況にある。そこで、南相馬市は、2017（平成29）年1月、消防活動に支障が生じないように消防団の活動を補佐させるため、消防団員のOBから機能別団員を募集した。機能別団員の人数は市全体で85名だが、そのうち13名が大甕上地区と大甕下地区である。

カ 親子会

子どものほとんどが未だ避難中のため、親子会は解散状態にある。そのため、夏休みのラジオ体操、親子旅行、登校・下校時の旗振り活動などはなされなくなってしまった。

（3）大甕上地区における各種行事について

ア 伝統行事

① 医徳寺

避難中の者がいるため、初詣等の参詣者は本件事故前よりも少なくなつてしまつてゐる。

② 日祭神社

元旦の例大祭に配布する護摩札は太田神社からいただくもので、本件事故前は、例年大甕上地区及び大甕下地区併せて100戸以上の申込があつた。しかし、本件事故直後の2012（平成24）年には護摩札の申込は10戸以下に減つてしまつた。その後、徐々に増えてきたものの、2017（平成29）年でも30戸程度に過ぎない。

医徳寺同様、避難中の者がいるため、初詣等の参詣者は本件事故前よりも少なくなつてしまつてゐる。

また、元旦の神楽舞は、前述のとおり、本件事故後も青年団OBによって、継続されるようになったが、舞うのは、日祭神社の境内と村境だけになっている。

なお、4月と11月の氏子祭礼は、年番の役員によって、本件事故後も維持されている。

③ 盆踊り

毎年8月に大甕生涯学習センターの敷地で行われていた旧大甕村の11集落の合同の盆踊りについても、婦人会のところで述べたとおり、本件事故後は中止となって現在に至っている。

④ 共同墓地

共同墓地については、避難していた者も8月の第一土曜日には戻ってきてお盆に向けた草刈りやごみ拾い等を行っており、本件事故後も、従前と同様の管理活動を継続している。

イ スポーツ及び文化行事

大甕上地区を含む旧大甕村の11集落が、毎年11月に、大甕小学校において、交互に実施していた文化祭と運動会は、11集落全体の住民同士の交流の場となっていた。しかし、本件事故後には、参加者がいない、準備の人手が足りない等の理由から中止となってしまった。2013（平成25）年からは、文化祭だけが復活し、毎年開催されるようになり、現在に至っている。なお、前述のとおり、この文化祭は、婦人会に代わり、南相馬市社会福祉協議会の会員の企画で開催されるに至っている。

ウ 行楽

大甕上地区の住民は、本件事故前は、春には、根柄の掘払い後、花見をして楽しんでいた。

しかし、本件事故後は、堀の底に放射性セシウムがたまつたため、根柄の掘払いも花見も、一旦は中止となった。2012（平成24）年4月からは、

大甕公会堂での花見だけが復活したが、参加者は減ってしまっている。

大甕上地区では、2015（平成27）年に用水路の除染が終了したため、

2016（平成28）年4月に掘払いを再開している。

(4) 地域の自然環境について

本件事故前は、大甕上地区の水田地帯を流れている根柄、新堀、牛川といった小川は、地区の子どもたちが魚（ウグイ、コイ、フナ、ドジョウ、ナマズ、ウナギ、アユ）やエビ、カニを取ったり、川遊びをする場となっていた。夏の夜は沢山のホタルが飛び交い、涼を楽しんだ。また、秋になると、遡上しているサケを捕獲する者もいた。

しかし、ほとんどの子どもたちのほとんどが避難しており、川の底には放射性セシウムが蓄積しているため、魚やエビ、カニを取ったり川遊びをする子どもは見られなくなった。また、放射能汚染を気にして、遡上してくるサケを捕獲する人もいなくなった。そして、用水路の除染にともなって、ホタルのエサとなるカワニナがいなくなったため、ホタルも姿消してしまった。

近くの山林での山菜採りやキノコ採りについても、本件事故後は、これらに放射性セシウムが蓄積することから行う住民はいなくなり、住民の大きな楽しみは奪われてしまった。そして、収穫物のおすそ分けもなくなった結果、おすそ分けを通しての住民の交流も失われてしまった。

なお、本件事故前は、自家用井戸を持ち、井戸水を生活用水に使用する家もあったが、本件事故後は、全戸が生活用水にも市の水道水を使用するようになっている。

(5) 地域の産業について

本件事故後の避難によって、大甕上地区の住民が日用品の買い物に利用していた大甕下地区にある林商店や島商店、それに北原地区にあるスーパーマーケ

ット「フレスコきくち」も一時閉店となった。そのため、大甕上地区の住民は、市街地にある大型店を利用せざるを得なかったが、その後、これらの商店は再開されて、現在に至っている。

なお、本件事故による影響で、北原地区で営業していた複数の大型スポーツ用品店や飲食店が撤退してしまったことから、住民は、これらの店で買っていた商品等を仙台やいわきまで出かけて買いに行かなくてはならなくなる等の不便を被っている。

(6) 農業を通じての地域住民の交流

大甕上地区では、農家、非農家を含めて、ほとんどの家が家庭菜園を持ち、自家消費用の野菜を栽培し、余った収穫物については、親戚や近所同士でおすそ分けをし合っていた。しかし、これらは、山菜採りやキノコ採り同様、本件事故後は全く途絶えてしまった。

大甕上地区の住民は、2014（平成26）年ころから自家菜園で野菜を作るようになったが、ベクレル計測器で放射線濃度を計って、低濃度の物だけ食べている。但し、食べるのは大人だけで、子どもたちには地場産物を食べさせないようにしている。

その後、大甕上地区では、2015（平成27）年に農地除染が、2016（平成28）年には自宅周りの除染が終了したことから、家庭菜園での野菜等の栽培が本格化するようになり、放射線濃度を計った後に近所におすそ分けをする住民も出てきた。しかし、子どもたちが食べないことから住民の多くは、本件事故前のような有難みを感じることもなく、おすそ分けは以前のように活発になされている訳ではない。

本件事故による放射能汚染のため、大甕上地区では、本件事故後、地区の主要産業である水田稲作は行われなくなった。

一部の農家では、2015（平成27）年に作付を再開したものの、放射性

セシウムの値が 100 ベクレルを超えた米がみられたため、出荷はできなかった。同年に農地除染が終了したことから、2016（平成28）年から米の作付けが本格化したものの、事故前は18戸、約3.2haで作付けされていたものが、同年は8戸、約1.7haと、戸数、作付面積とも半減してしまっている。しかも、食用米を作っても自家用にするだけで、売るのは飼料米である。多くの農家は、飼料米を売り、食用米は他県産のものを買っている。飼料米の場合、1俵（60kg）当たりの価格は、交付金を併せて1万1000円～1万2000円である。

販売用に食用米を作付けできないのは、福島県産の農産物に対して依然としてある風評被害のためであるが、大甕上地区の場合、水田の側に除染土の巨大な仮置場があることから、大甕上地区の農家は、そのことによる風評被害も重なって、長期にわたって主食用米の作付ができなくなることを心配している。

大甕上地区に住む住民らは、本件事故前には米、野菜、水を買うことなどほとんどなかつたが、本件事故後は、これらのほとんどを購入するようになっている。

また、水利組合の組合員が、毎年4月に行ってい堀払い及び土手の草刈り作業は、本件事故後に水田稲作がなされなくなったことから、休止されていたが、根柄の堀払い同様、2016（平成28）年4月から再開されるようになった。

（7）大甕上地区住民の地域コミュニティに対する思い

大甕上地区の住民は、住民同士の交流が活発で、山菜採り、キノコ採り、川釣り、そして、子どもたちが元気に遊ぶことができる豊かな自然や豊富な食材、そして澄んだ水等に恵まれた地域コミュニティでの生活に安らぎを感じ、誇りを持っていた。

しかし、本件事故による放射能汚染のため、子どもたちが元気に遊ぶことの

できる自然、安心して食べられる豊富な食材、そして、澄んだ水等は失われ、大甕上地区は、子どもがいない地区となってしまった。また、山菜採りやキノコ採りそして野菜作りの楽しみも、これらの収穫物を通しての近隣との交流もなくなり、地域コミュニティの各組織の活動も減少してしまった。

さらには、大甕上地区の住民は、現在進行中の福島第一原発の廃炉作業に伴って、再び放射性物質が飛散してくることはないのかと緊張して生活する毎日を送っている。

その結果、大甕上地区の住民は、本件事故前のように、地域コミュニティでの生活に安らぎを感じ、誇りを持つことができなくなってしまっている。

第3 大甕下地区の地域コミュニティの本件事故後の変容状況について

1 本件事故後の大甕下地区の概要

本件事故前、大甕下地区には団地を除き、61戸の家があり、内14戸が20km圏内にあった。

本件事故による放射線被ばくを避けるため、大甕下地区の住民は、緊急時避難準備区域に指定された2011（平成23）年4月2日時点までに、ほぼ全員が避難をした。

その後、20km圏外では、徐々に住民の帰還が行われるようになり、現在では全戸が帰還している。しかし、避難中に死亡した者（15名）や転出した者（7名）もある。

一方、20km圏内の14戸のうち帰還しているのは、2017（平成29）年1月現在、2戸のみで、後の12戸は現在も避難したままである。

その結果、大甕下地区の地域コミュニティは以下のとおり、本件事故前の状況から大きく変容てしまっている。

2 本件事故後における地域コミュニティの組織と活動

(1) 地域コミュニティの組織

ア 大甕下行政区

大甕下行政区については、住民が本件事故により避難したため、一旦機能が停止している。その後、2011（平成23）年9月ころからは、既に帰還した者と避難先から通う者とが協力し合って、活動を再開するようになつた。

ただし、20km圏内の世帯もあり、また、農業ができないことから、活動が縮小されている。具体的には、本件事故前は5月と8月ころに年2回行われていた草刈りが6月に地蔵尊のお祭りの際に1回行われるのみとなつてはほか、堀払いも行わなくなっている。また、花見会等の住民の親睦を図る活動は再開できていない。

班内での葬式の手伝いについても、継続はされていたものの、避難により各戸に連絡が取れない状況に陥いるなど、一旦機能不全に陥っている。

イ 大甕下福寿会

本件事故前は60名程度の人数が参加していたものの、現在も避難中である者、避難による死亡者や新規の加入者が少ないこともあり、現在は25～6人程度しか参加していない。そのため、行事自体も少なくなっている。

ウ 大甕下婦人会

婦人会・若妻会については、避難を契機に活動が困難になった結果として、消滅をしてしまった。

エ 大甕下甚六会

組織は継続しているものの、上記のとおり転居した者もいるため、朝起きソフトボール大会、旅行等は回数が減ったないし行われていない状況にある。

オ 子供会

婦人会同様に消滅してしまっている。

カ 青年団

前記第2で述べたとおり、大甕上、下地区に住む20代、30代の男性で組織する青年団は、新たに会員になる者がいなくなってしまったことから、本件事故前の2010（平成12）年3月に解散し、神楽舞については、OBが担当するようになり、現在に至っている。

キ 消防団

前記第2で述べたとおり、現在、大甕上と合同で11名が所属しており、辛うじて定員は満たしている。ただし、本件事故後、新規加入者がいなくなつて、退団できにくく状況となつたため、長期団員が増加している。さらに、団員の中には避難している者もあり、訓練にのみ避難先から参加するような状況が続いている。

（3）大甕下地区における各種行事について

ア 伝統行事

① 日祭神社

前記第2で述べたとおり、元旦の例大祭に配布する護摩札は太田神社からいただくもので、本件事故前は、例年大甕上地区及び大甕下地区併せて10戸以上の申込があった。しかし、本件事故直後の2012（平成24）年には護摩札の申込は10戸以下に減ってしまった。その後、徐々に増えてきたものの、2017（平成29）年でも30戸程度に過ぎない。

また、元旦の神楽舞は、前述のとおり、本件事故後も青年団OBによって、継続されるようになったが、舞うのは、日祭神社の境内と村境だけになっている。

② 勝軍地蔵尊

避難者も祭りに参加しているため、参加者自体は震災後も目立つて減つてはいるわけではないが、前述のとおり、婦人会等が消滅した結果、準備の担い手確保が困難になっている。

③ 古峰原講

年1回、代表が古峰原神社（栃木県鹿沼市）に行き、いただいてきた札を各戸に配布していたが、現在は行われていない。

④ 盆踊り

前記第2のとおり、毎年8月に大甕生涯学習センターの敷地で行われていた旧大甕村の11集落の合同の盆踊りについても、本件事故後は中止となっている。

イ スポーツ及び文化行事

前記第2のとおり、大甕上地区を含む旧大甕村の11集落が、毎年11月に、大甕小学校において、交互に実施していた文化祭と運動会は、11集落全体の住民同士の交流の場となっていた。しかし、本件事故後には、参加者がいない、準備の人手が足りない等の理由から中止となってしまった。2013（平成25）年からは、文化祭だけが復活し、毎年開催されるようになり、現在に至っている。なお、前述のとおり、この文化祭は、婦人会に代わり、南相馬市社会福祉協議会の会員の企画で開催されるに至っている。

（4）地域の自然環境について

本件事故後、農業が再開できないことから水田はなくなり、川に残る放射性物質、そして、そもそも子どもが減ったという事情から、川遊びをする子どもたちを見ることもなくなった。山林にあるキノコ等を探ることもできなくなつた結果、川・山林が荒れることになった。

（5）地域の産業について

前記第2のとおり、本件事故後の避難によって、林商店や島商店、それに北原地区にできたスーパーマーケット「フレスコきくち」も一時閉店となった。そのため、市街地にある大型店を利用せざるを得なかった。その後、これらの

商店は再開されて、現在に至っている。また、本件事故による影響で、北原地区で営業していた複数の大型スポーツ用品店や飲食店が撤退してしまったことから、住民は、これらの店で買っていた商品等を仙台やいわきまで出かけて買いに行かなくてはならなくなる等の不便を被っている。

(6) 農業を通じての地域住民の交流

準備書面(3)で述べたとおり、大甕下地区の半数以上が農家で、ほとんどが稻作を行っていた。また、畑やビニールハウスを設けて、野菜や花卉を栽培する農家もあった。そして、農家、非農家を含めて、ほとんどの家が家庭菜園を持ち、自家消費用の野菜を栽培し、余った収穫物については、親戚や近所同士でおすそ分けをし合った。

しかしながら、現在は農業の再開など不可能な状態にあり、山菜採りやキノコ採り同様、本件事故後は全く途絶えてしまった。

(7) 大甕下地区住民の地域コミュニティに対する思い

大甕上地区の場合と同様、大甕下地区の住民は、住民同士の交流が活発で、山菜採り、キノコ採り、川釣り、そして、子どもたちが元気に遊ぶことができる豊かな自然や豊富な食材、そして澄んだ水等に恵まれた地域コミュニティでの生活に安らぎを感じ、誇りを持っていた。

また、地域住民たちは、昔からつながっている気心の知れた者同士であり、様々な行事を共に過ごしてきたこともあって、人間関係は密であり、住民同士のつながりはとても強かった。

しかしながら、本件事故による放射能汚染のため、子どもたちが元気に遊ぶことのできる自然、安心して食べられる豊富な食材、そして、澄んだ水等は失われ、大甕上地区は、子どもがいない地区となってしまった。また、山菜採りやキノコ採りそして野菜作りの楽しみも、これらの収穫物を通しての近隣との

交流もなくなり、地域コミュニティの各組織の活動も減少してしまった。

その結果、住民は、地域コミュニティでの生活に安らぎを感じ、誇りを持つことができなくなってしまった。

第4 江井地区のコミュニティの本件事故後の変容状況について

1 本件事故後の江井地区の概要

江井は、既に述べたように、4班から成っているが、各班の震災前後における戸数及び人数は、以下のとおりである。江井は、20km圏内に位置しており、警戒区域の中に入っていた。避難指示は解除されたが、帰還を希望する人たちもまだ全員が帰還している状況ではなく、以下の人数は、2017（平成28）年12月20日現在、戻ることが推測された戸数、人数である。

以下の人数の中では、同年12月18日現在で、未だ戻っていない人もいる。その背景には、職人の人手不足で、家のリフォーム工事が進んでおらず、リフォームが終わっても畳ができていないといった事情もあり、今後帰還者が増える見込みはない。

もと住んでいた家に戻ってこない人は、20km圏外の他の地区に、家を建てたり、アパートを借りたりして、そこに定住するようになっている。

また、若い世代とりわけ子育て世代はほとんど帰還していない。子どもが帰ってきて小学校に通っているのは1戸だけである。このため、江井地区は、震災前と比べて、活気のない、将来性が失われた集落となってしまっている。

1班	震災前	13戸	27人	震災後	10戸	20人
2班	震災前	15戸	35人	震災後	9戸	22人
3班	震災前	12戸	43人	震災後	9戸	34人
4班	震災前	17戸	47人	震災後	9戸	19人

2 本件事故後における江井地区の地域コミュニティの組織と活動

(1) 地域コミュニティの組織

江井地区は、避難指示によって全戸が避難したため、江井地区にあった地域コミュニティの組織の全てが、一時は活動停止状態に至った。

しかし、江井地区の自治会組織である江井行政区は、避難者同士が連絡を取り合って何とか組織を維持してきた。そして、2016（平成28）年7月に避難指示が解除されたことを契機に帰還する者が出てきたことから、現在では、何とか活動はできているものの、後述するように、本件事故前と変わらない十分な活動ができるとはいえない状況にある。

老人会は、2016（平成28）年11月に会合を開き、活動を再開したばかりで、多くの会員たちは、今後のことに対する大きな不安を持っている。

婦人会は、活動を再開するかどうか未定である。

若妻会は、活動を再会できていない。若い世代が帰還する見込みは極めて低いので、活動復活できる可能性は低い。

子供会も、子育て世代が帰還していないため、復活の見通しが立っていない。

青年団も、若い人たちがいないので活動を中止したままである。

消防団は、本件事故後も、分団としての組織はあるが、活動も出動もしていない。

水利組合は、太田川からの水利組合も鶴江川からの水利組合も未だ活動していない。今春も、江井で水稻作付ができるかどうかは未定である。

(2) 地域コミュニティの各組織活動

ア 江井行政区

江井行政区は、最近、江井地区の全戸からなる大字会を開いて、老朽化した集落センター、綿津見神社、牛頭天王尊の改修を決め、これらを計画的に改修していくことになった。なお、住民が共同で管理していた初発神社の参道については、スダジイ林が県の天然記念物に指定されている関係で、県

が整備をすることになった。

江井行政区は、本件事故前は、花壇(1か所)に花を植えたり、ごみ拾いを行ったりしていたが、今のところやっていない。復活する可能性があるが、帰ってくる人たちの数や戸数が限られているので、これまでどおりの活動ができるかどうか不明であり、また、できるとしても、1戸当たり、1人当たりの負担が増えることも予想される。

江井行政区では、本件事故前、回覧板は、区長から各班長に、そして班長から各家庭にと回覧されていたが、未帰還者が多いためこのような回覧方法は取れず、現在、市から各戸に郵送している。

花見会の復活も、神社の祭礼も、復活の意向はあるものの、時期は未定である。

葬式については、本件事故前は、次のような手順で連絡等がなされていた。
①葬式ができた家から、班長に「家の○○が死んだ」という連絡がいく、
②班長から同じ班の人と区長に連絡がいく、③区長から後の3つの班に連絡がいく、④同じ班の家から、各戸1人(ほとんど男)が出て手伝いをする、
⑤遺骨は共同墓地に埋葬する。

共同墓地の管理は、本件事故後は中断していたが、2016(平成28)年から復活し、墓地委員が協議して、掃除の日程を決めて掃除をすることがやられるようになった。しかし、その他の葬式に関わる活動については、前述のとおり、帰還する戸数や人数が限られているので、これまでどおりの活動ができるかどうか不明である。

イ 老人会

江井地区の老人会は、80歳を超えた人は、名誉会員となり、会費を徴収せず、いろいろな行事に参加したければしてもいいということになっている。震災中に80歳を超えた人がたくさんいたが、80歳を超えた人に記念品を贈呈した。

前述のとおり、2016（平成28）年11月に、本件事故後初めての総会を開き、役員人事や、今後の活動について話し合った。具体的な活動計画は未定であるが、本件事故前に行っていた神社の清掃作業、集落センターの花壇の花植え・管理、懇親会を兼ねた慰安旅行などは、これから復活していくことになった。しかし、帰ってくる人たちの数や戸数が限られているので、これまでどおりの活動ができるかどうか不明である。

ウ 婦人会及び若妻会

婦人会及び若妻会の活動再開は未定である。特に若妻会は復活できる見込みが薄い。そのため、この両会が合同で行っていた子牛田講は中止されたままであり、復活の見通しは立っていない。

エ 子供会

前述のとおり、子育て世代が帰還していないため、復活の見込みは薄い。

オ 青年団

若い人たちが帰還していないため、活動を中止したままであり、復活の見込みは薄い。

カ 消防団

20～40代の人たちが団員となっていたが、そのような世代の人たちは帰還していないため、活動は中止したままで、再開は未定である。地区内に小型ポンプが備えてあるが、稼働することは困難で、地区内で火事が起きたまでも広域消防に頼るしかない状況にある。

（3）江井地区における各種行事について

ア 伝統行事

綿津見神社の獅子舞は5人必要で青年団が担当していた。笛吹や太鼓たたきには熟練した技術がいるし、また、獅子舞は体力を要するので若い人が人

でないと行うことは困難である。そのため、獅子舞は若い人たちが帰って来なければ復活することは困難である。

綿津見神社の境内にある「子牛田様」の祠を祀る子牛田講の復活の見込みがないことは、前述のとおりである。

牛頭天王尊の6月14日のお祭り、初発神社の9月22日の例祭は、2016（平成28）年までは中止されたままであった。2017（平成29）年に再開の可能性があるが、従前のようなお祭りを実施できるかどうか、未定である。

馬頭観音のお祭りは、家畜のいる家はないので、復活する可能性はない。

田の神神社は、各戸がお参りをし、毎年9月の節句に「おつつ」をお供えしていたが、稻作がなされないままとなっているので、復活はしていない。

イ スポーツ及び文化行事

江井地区では、2年に1回、9月に、集落センターで、地区を挙げての運動会が盛大に行われていた。子どもが中心の行事だったので、子どもが帰って来ない現状では、復活する見込みはない。

毎年8月に行われた小中学生対象の親子会も復活の見込みはない。

集落センターでの花見会は、復活する可能性はあるものの、時期は未定である。

敬老会は、南相馬市社会福祉協議会（以前は原町市社会福祉協議会）が主催する演芸会に参加していたが、本件事故後は避難のため参加できなくなり、避難解除がなされた2016（平成28）年からは、数名が出席するようになった。

ウ 農業用水の管理

農業用水の除染がまだ済んでおらず放射性セシウムの沈殿があるため、農業用水の管理は未だ復活していない。

(4) 江井地区の自然環境について

山林に行く道路及びその両側20mについては除染するが、それ以上はやらないということとされているため、今後長期間にわたり、山林の利用は困難である。

川の除染や、ため池の底泥の除染は未定である。

なお、江井地区内ではキノコ、山菜等は採れないが、2016（平成28）年に、近隣地区からもらったアミタケをもらって検査したところ、6000Bqあったことから、江井地区的住民は、未だ地場産のキノコや山菜を食べないようしている。

(5) 江井地区の産業について

農地の除染は未だ終了していないため、農業はまだ復活していない。

1軒あった畜産農家（肥育牛）も、未だ再開していない。

1軒あった建設業者は、避難先で仕事はやっているものの、帰還はしていない。

(6) 江井地区における日常生活について

原町区でも江井以南の地区（江井、下江井、堤谷、小沢）は、原町よりもむしろ、小高の商圏だったので、2016（平成28）年7月の避難指示解除を機に、小高でもスーパー、魚屋などが開店するようになったことから、江井地区的住民は、小高にも時々行くようになった。また、江井地区には、魚、肉、卵、納豆など等の日常食品を扱う行商人が再び来るようになった。しかし、小高は以前のような活気は戻っていないし、行商人の扱う品数や来る頻度も少ないため、他の用事で原町の街の中に車で行くときに、ついでに買い物をしてくる、という状態である。

本件事故前、江井地区の住民が利用していた小高の開業医は、避難のため

いなくなり、市立病院が1軒(内科と外科だけ。入院設備なし)と内科、整形外科が各1軒ずつ復活しているが、江井地区の住民は、引き続き原町区にある病院に通っている。しかし、原町の市立病院は混んでいて、半日費やすことになり、また、重病の人は福島県立医大病院に(重症の患者はヘリコプターで)送られてしまう。

寺の住職は、子どもがいて避難中のため、葬儀や法事があるときだけ避難先から出向いてくる状態である。

第5 震地区の地域コミュニティの本件事故後の変容状況について

1 本件事故後の震地区の概要

震地区には、本件事故前には147戸の家があり、南相馬訴訟の原告高田一家(原告番号1)、同高野傳一家(同26)、同北原ツヤ一家(同27)及び同高田克信一家(同32)が所属していた。

震地区では、震災による津波の被害で25戸の家が自宅を破壊されたほか、津波の被害を免れた世帯も、多くが本件事故による放射線被ばくを避けるため避難をした。

現在では、住民の帰還が進んでいるものの、津波により家屋を失った18戸が他地区に転出したこと等により、現在は135戸となっている。

帰還した世帯であっても、少なくともそのうち6世帯は、若い世代が現在も帰還せずに別居生活を余儀なくされている。

その結果、震地区の地域コミュニティは以下のとおり、本件事故前の状況から大きく変容してしまっている。

2 本件事故後における地域コミュニティの組織と活動

(1) 地域コミュニティの組織

震地区には、震地区を管轄する震行政区の外に、和康会(老人会)、婦人会等

の組織があった。また、消防活動を担う消防団分団や農業用水路を管理する水利組合等もあり、各戸、各人がそれらの組織に所属し、活動をしていた。

これら地域コミュニティ組織の活動は、大甕地区にある公民館等を使って行われていた。

(2) 地域コミュニティの各組織の活動

ア 霽行政区

霽行政区は、霽地区の全戸が所属する自治会であり、回覧板を回しての市からのお知らせや地域の諸行事を告知する等の情報提供活動、地域のお祭りに役員を出す活動、地域の球技大会の会費を出す活動等を行っていた。

しかし、前述のとおり、世帯数が減少し、特に若い世代の帰還が進んでいない現状では、活動は再開しているものの、活動参加者の減少や高齢化が進み、従前に比して不活発になっている。

イ 和康会（老人会）

和康会は、霽地区に住む満60歳以上の者全員で組織する老人会であり、会員は年会費1000円を支払うとともに、津神社の清掃活動や、花壇の花植え、管理等の活動を行っていた。

これらの活動についても、世帯数の減少や高齢化により、担い手が10名以上少なくなり、人手が足りないことから、他地区の人等に手伝ってもらって、何とか活動を維持している状況である。

ウ 婦人会

婦人会は、霽地区に住む女性で組織する会で、集落全体の清掃活動等を行っていた。

しかし、世帯数の減少や高齢化により、担い手が少なくなり、活動の維持が困難になっている。

エ 消防団

消防団では、日々消防活動の訓練をする外、火災防止や水難事故防止のためのパトロールも行っていた。

本件事故前から、消防団のメンバーの確保に苦労はしていたものの、本件事故等により、若い世代が減少した現在では、さらにメンバーの確保が困難となっており、40代以上の年齢の高い住民にも参加してもらって、何とか活動を維持している状態である。

(3) 雫地区における各種行事について

ア 伝統行事

雫地区には、津神社があり、毎年、4月20日と9月2日には、収穫を祈って、神楽を奉納する祭りが行われた。この祭りは、氏子や行政区の役員だけが参加する祭りだったが、毎年1月2日に行われる祈祷祭は、雫地区的住民の3分の2ほどが参加する盛大なものだった。津神社は、高台にあり、眺望が良かったことから、そこからの眺めが好きな住民は多かった。

この祭りは、現在も行われているが、世帯数の減少や高齢化により、参加者も減り、寂しいものになってしまった。

また、津神社からの眺望についても、最近は境内にある樹木の手入れをできる住民が少なくなってしまったことから、手入れが行き届かず、眺望が悪くなってしまった。

イ スポーツ及び文化行事

雫地区では、毎年8月に、組対抗の球技大会を行っていた。球技大会では、綱引きやバーボール等の競技が行われ、住民は、合間に一緒に食事をする等しながら、活発に競技を行い、親睦を深めていた。

しかし、本件事故等による若い世代の減少や高齢化により、競技を行うことが不可能になって、球技大会は行われなくなり、住民同士の交流の機会が

失われてしまった。

(4) 地域の自然環境について

零地区は、川や海、山等多様な自然環境に恵まれていた。

零地区には、北川という川が流れしており、住民が釣りをしたり、遊んだりしていた。また、零地区は、海に面していることから、海で釣りを楽しむ住民もあり、スズキやイシモチ等が釣れていた。しかし、今は、本件事故による放射能汚染による影響を恐れて、釣りを楽しむ住民はほとんどいなくなってしまった。

さらに、山菜取りを楽しむ住民も多くおり、ワラビ、ゼンマイ、タラの芽、イノハナ、アミボタシ等の山菜が採れていたが、これについても同様に、本件事故による放射能汚染による影響を恐れて、山菜取りを楽しむ住民はほとんどいなくなってしまった。

(5) 地域の産業について

また、零地区には、特段商店はなかったことから、住民は近隣の北原地区の店に買い物に行くことが多かった。

しかしながら、本件事故による影響で、北原地区で営業していた複数の大型スポーツ用品店や飲食店が撤退してしまったことから、住民は、これらの店で買っていた商品等を仙台やいわきまで出かけて買いに行かなくてはならなくなる等の不便を被っている。

(6) 農業について

零地区では、本件事故前、稲作を中心として、53戸が農業に従事していたものの、本件事故による影響等から、ほとんど稲作が行われなくなっていたが、2016（平成28）年から、そのうち48戸で稲作を始めている。しかしながら、

がら、放射能汚染への不安や風評被害による販売不振を恐れて、今後も稲作を続けていけるか不安に思っている農家がほとんどである。

また、零地区では、多くの家が家庭菜園を持ち、自家消費用の野菜を栽培し、余った収穫物については、親戚や近所同士でおすそ分けをし合って、住民同士の交流が図られていたが、放射能汚染への不安等を理由にそのようなことはほとんど行われなくなってしまった。

(7) 零地区住民の地域コミュニティに対する思い

以上のとおり、本件事故による影響で、零地区の住民は、誇りとしていた、豊かな自然環境からの恵みを楽しむことができなくなり、近隣との交流や、地域コミュニティの各組織の活動も減少してしまった。

それらの結果、零地区の住民は、ふるさとに対する愛着や誇り、住民同士の一体感等を持てなくなりつつある。

第6 小沢地区の地域コミュニティの本件事故後の変容状況について

1 本件事故後的小浜地区の概要

小沢地区は、本件事故前には49戸があったが、このうち47戸が津波の被害を受けた。津波被害を受けなかった家屋は2戸のみであった。

小沢地区は、福島第一原子力発電所から18kmの距離に位置しており、本件事故と同様の事態に至ることを恐れ、全戸避難となった。

津波被害を受けた47戸が存在する地域は、2011（平成23）年度中に国から「津波危険区域」に指定され、47戸の宅地全てが国から買い上げられた。

そのため、小沢地区は、原状復帰は不可能である。高台移転等による復興もあり得たが、前述のとおり、福島第一原子力発電所から18kmの距離にあり、事故の収束及び廃炉過程において、本件事故と同様の放射能汚染が危惧された

ことから、全戸が復帰断念となつた。

津波被害を全く受けなかつた2戸のうち、1戸が南相馬訴訟の原告谷地茂（原告番号8）の家で、もう1戸が「タバコヤ」という屋号の家だつた。「タバコヤ」は2013（平成25）年中には、荷物を全て運び出して空き家となり、南相馬訴訟の原告谷地茂の家は、南相馬市との協議で「1戸では集落にならない。」と言われたこともあって、2014（平成26）年に解体、撤去している。

なお、唯一残つたタバコヤの家には、2015（平成27）年ころから、浪江町からの避難者が住むようになつたが、1戸のみの居住であり、小沢地区の地域コミュニティとしての機能は全く失われてしまつてゐる。

2 本件事故後における小沢地区の地域コミュニティ活動

小沢地区住民の避難先はまちまちであるが、地区の総会が、大甕生涯学習センターにおいて、年に1回は開かれている。この総会には、南相馬市の職員が出席し、市の方針・対応などを説明している。

2016（平成28）年の総会では、①除染の手順、②共有地を対象とした賠償金の分配方法、③記念碑の建立などが話し合われた。

3 小沢地区の地域コミュニティの喪失

以上のとおり、小沢地区の地域コミュニティは、本件事故によって、完全に破壊されてしまつてゐる。

第7 牛来地区の地域コミュニティの本件事故後の変容状況について

1 本件事故後の牛来地区の概要

牛来地区には、南相馬訴訟の原告黒澤モト子（原告番号42）が所属している。また、本件の原告である大塚俊介（原告番号8）が幼少期を過ごした地域である。

2 本件事故後における地域コミュニティの組織と活動

- (1) 牛来地区も本件事故による避難を経て、現在ではほとんどの世帯が帰還しているが、子育て世代とその子らの一部が避難したままである。

牛来地区の自治会では、地域の見守りパトロールをしたり、回覧板を回したり、花壇の美化活動をしたりし、組では、相互に冠婚葬祭の手伝いをしたり、防災・防犯パトロールをしたりしていた。また、綿津見神社での祭や秋の運動会や文化祭などの行事があった。しかし、上記のとおり若い世代の一部が帰還していないため、本件事故前と比べ、これらの活動や行事は活気を失っている。

- (2) 牛来地区では、行楽として、地区内での花見（東公園）や紅葉狩りが行われていたが、本件事故後、山林や土壤への放射性セシウムの蓄積が懸念され、これらの行楽者は、目に見えて減少した。

- (3) 牛来地区は、豊かな山林に抱かれ、そこでは、地区住民がキノコ狩りや山菜採りをし、相互におすそ分けをしていたが、やはり本件事故後、山林への放射性セシウムの蓄積が懸念され、キノコや山菜を探る者はいなくなった。

- (4) 牛来地区では、ほとんどの家が家庭菜園を持ち、自家消費用の野菜を栽培し、余った収穫物については、おすそ分けをし合っていたが、本件事故後は、家庭菜園の土壤に放射性セシウムが蓄積することから、野菜を栽培する家はなくなった。2016（平成28）年までに住宅地周辺の除染はほぼ終了したが、いまだ家庭菜園を再開した家は少ない。

- (5) 牛来地区に住む住民は、老若男女を通じて交流が活発だったが、若い世代の減少により、かつての明るさが失われている。また、住民たちを涵養してきた豊かな自然やそれを通じた住民同士のつながりも失われている。

住民たちは、外形的にはかつてのような生活を送っているように見える。しかし、その内実は、自然の中で育まれてきた地域コミュニティの中の安らぎや、誇りが二度と取り戻せないのではないかという不安と苦悩の中で生活してい

る。

第8 小浜地区の地域コミュニティの本件事故後の変容状況について

1 本件事故後の小浜地区の概要

小浜地区には、本件事故前には58世帯があり、南相馬訴訟の原告川岸利夫ら家族（原告番号14・原告になっているのはその一部である）もその構成員として居住していた。小浜地区は、津波により、太田川流域にあった家屋は南相馬訴訟の原告川岸宅も含め流失してしまったが、丘陵地帯にあった約半数が残った。

しかし、小浜地区全体が、20km圏内の警戒区域・避難準備区域に指定され、2016（平成28）年7月12日に避難指示区域が解除されるまで、帰還したくとも帰還できない状態になっていた。

そして、避難指示区域が解除されて、小浜地区に戻ろうと決心して帰還したのは、2017（平成29）年1月現在、わずか14世帯、人数にして30名程度のみである。

なお、市の住民基本台帳によると、以下のとおりとなっている。

小浜 58世帯 251名 男124 女127（平成23年2月末日）

小浜 33世帯 88名 男50 女38（平成28年12月末日）

しかし、実際に帰還したものは、前述のとおり、14世帯、30名程度と激減している。特に子どもや若い人たちが、放射線被ばくによる不安から帰還していない。

2 地域コミュニティの組織と活動

(1) 地域コミュニティの特色と組織

小浜地区は、かつて250名程度の小さなコミュニティゆえに結束が強く、隣近所が助け合い、住民同士の結束は強かった。

行事も、新年会やお花見、葬儀や稻荷神社の神楽奉納、班対抗のバレーボール大会や地区対抗の大甕運動会に参加するなど、地区行事は多かった。

小浜自治会の中に、消防団、青年団、婦人消防隊、老人会などが作られ、神社管理、用水係田圃管理、閑の管理、各行事などそれぞれの役割を担っていた。

地区の中心には小浜公会堂があり、各種会合や老人会の神楽練習などが行われていた。

(2) 地域コミュニティの各組織の事故後の状況

しかし、事故後の現状は、前述のとおり、住民が激減したため、以下のとおり、組織も活動も壊滅、停止状態である。

ア 自治会

2016（平成28）年8月に会合が開かれ、今後のことが議論された。

住民としては、自治会は残したいという強い希望あるが、人数的に成立するのか、行政への申請もあり、難しい状況といわれており、会合は続けられている。

イ 老人会

対象会員が少なくなり、消滅状態にある。

ウ 婦人会

老人回同様、消滅状態にある。

エ 子供会

子どもがいないため消滅している。

エ 青年団

若者がいないため、消滅している。

オ 消防団

団員は存在するものの、各避難先がばらばらであるため、分団としての集まりはできていない。

(3) 各種行事

かつて行われていた年中行事も、人がおらず、以下のとおり、復活できていない。こうした行事は、地区住民が地域コミュニティでの人的な結びつきを作る場として機能していたが、そもそも住民が離散して戸数が減少し、いまだ自立した地区として立ち上がれないでいることがわかる。

ア 初詣

地区集団での行事としてなくなった。

イ 厄流し

中止となり、再開の見込みはない。

ウ 新年会

中止となり、再開の見込みはない。

エ 花見会

中止となり、再開の見込みはない。

オ 葬儀

本件事故前は、地区全体で執り行っていたが、現在は、住民が避難によって離散したため、各人が葬儀場に依頼して、個別に執り行うようになってい る。

カ 大甕地区の運動会

準備書面(7)の大甕上地区について述べたとおり、文化祭と隔年交代で行われていたが、参加者も準備の人手も足りなくなったため中止となり、代わりに文化祭だけが毎年開催されるようになっている。

キ 班別バレーボール大会

中止となり、再開の見込みはない。

(4) 地域の自然環境の現状

小浜地区内を流れる太田川は、震災復興のための工事中であり、川釣りや川遊びを楽しむ人はいない。

海釣りは好きな人が少数の人が行っているが、移動範囲の狭い根魚（ねうお）は放射能汚染の不安から食べないようにしている。海水浴やサーフィンを楽しむ地元の人や旅行客も当然いなくなった。

豊かな自然と共に生きていたこの地区は、いまだ自然と人々との接点を取り戻せていない。

(5) 地域の産業

小浜地区では、ほとんどの家庭が兼業農家であったが、畠はほとんど耕作されないまま放置され、田は復興のための耕地整理のやり直しで、耕作できない状態が続いている。

本件事故前、小浜地区内のあった3工場のうち、南相馬訴訟の川岸が営んでいた小浜製作所(有)の工場は、原町区信田沢に移転した。大内新興化学工業の原町工場及び三和化学工業の原町工場は再開している。

本件事故前、小浜地区住民が利用していた小売業の大内商店は、現在も再開されておらず、その見込みもない。

(6) 小浜地区住民の地域コミュニティに対する思い

小浜地区は小規模な地区であるが、そこに住む住民は、つながり合って地区を支えていた。帰還した住民は、他の住民も避難場所から戻ってほしいと希望している。しかし、本件事故後6年近くが経過して、南相馬訴訟の原告川岸一家のように、ばらばらの避難となった家族が早く一緒に住めるようになるために、他地区に自宅を新築した住民や、南相馬市の用意した集団移転の団地に移って行った住民もあり、小浜地区コミュニティは、もはや従前の状態に戻らない。

南相馬訴訟の原告川岸らのような移転組にとっても、小浜という地域コミュニティの中で生まれ育ち、仕事をし、生活を営んでいたにもかかわらず、その場所を放棄せざるを得なかつた無念の思いも精神的ダメージも、同様に、元の状態に戻ることはない。

3 地域コミュニティの破壊、喪失

小浜地区では、ようやく太田川の流された橋の再建や護岸工事が始まった段階で、住居も取り壊したもの以外は震災直後の状態であり、また基幹産業とも言うべき農業もまだ再開できていない。

津波で破壊されただけならば、直後に、場所を山側に移してでも、再建できた地域であるが、前述した小沢地区同様、放射能汚染に対する不安が、小浜地区への帰還を困難にしている。また、戻ってきたところで、人口の激減及び高齢者の比率の増大により従来のようなコミュニティ活動や人の繋がりは喪失し、復旧を望むべくもない。

以上のように、本件事故による長期にわたる避難の強要は、小浜地区的地域コミュニティ機能を破壊してしまっているのである。

第9 石神地区の本件事故後の地域コミュニティの変容状況について

1 本件事故後の石神地区の概要

石神地区には17の行政区があり、そのうちの石神行政区には、本件事故前には112世帯があり、南相馬訴訟の原告佐藤妙子一家（原告番号36）が所属していた。

本件事故後にはそのうち110世帯弱が避難し、避難をせずに残ったのはわずか数世帯となった。その後、本件事故から3年を経過した2014（平成26）年頃には、ほとんどの世帯が帰還したが、その間石神地区石神行政区の地域コミュニティは破壊され、以下のとおり本件事故前の状況から大きく変容し

てしまっている。

2 本件事故後における地域コミュニティの組織と活動

(1) 地域コミュニティの組織

本件事故前には、石神地区の各行政区に老人会、婦人会、青年会があり、各組織の活動には各行政区の集会場が拠点として利用されていた。例えば石神行政区では、市から拝下げを受け、行政区が管理する「石神生活改善センター」が拠点となっていた。

(2) 地域コミュニティの各組織の活動

ア 行政区

石神地区内にある 17 つの各行政区では、それぞれ回覧板を回して市からのお知らせや行政区・地域内の行事を告知するなどの情報提供活動等を行っていた。

しかし、本件事故後は、地域で回覧板を回すことはなくなり、新聞の配達も行われなくなったため、役所に置かれている新聞やお知らせを自らもらいに行かなければ、住民は情報を得ることができなかつた。再び回覧板を回すようになったのは、多くの住民が帰還した 2014（平成 26）年頃からである。

以下の各組織は石神行政区の例である。

イ O B会（老人会）

O B会は、石神行政区の 60 歳以上の住民で組織する老人会であり、花壇の整備や除草、ゴミ拾いなど地域の美化活動を行っていたが、本件事故後は住民が避難したためそのような活動は行われなくなった。その後、多くの住民が帰還した 2014（平成 26）年頃から美化活動が再開された。

また、公園でグラウンドゴルフやパークゴルフなどの娯楽に興じていたが、

本件事故後、石神行政区の公園の除染が行われる 2015（平成27）年頃までは、そのような娯楽も行われなくなつた。

ウ ほほえみクラブ（婦人会）

ほほえみクラブは、石神行政区の女性で組織する婦人会であり、花壇の整備や除草、ゴミ拾いなど地域の美化活動を行つたり、季節に応じて娯楽を楽しんだり、旅行に行つたりといった活動をしていた。

本件事故後はその活動はなくなつていたが、2013（平成25）年頃から美化活動が再開された。しかし、多くの住民が帰還した現在でも、娯楽を楽しんだり、旅行に行つたりするなどの活動はなくなつてしまつた。

エ 神楽保存会（青年会）

神楽保存会は、石神行政区の青年で組織する青年会であり、伝統行事である神楽（獅子舞）を保存し、承継していくことを目的として活動をしていた。

本件事故後その活動はなくなつていたが、2013（平成25）年頃から再開されている。

オ その他

石神地区では、各行政区において消防団が地域の見回り防犯パトロールや火災予防の広報活動をしていた。本件事故後は、住民以外の見慣れない者が地域に出没するようになったため、防犯パトロールは定期的に行われるようになった。

また、水利組合が用水路及びため池を管理していたが、本件事故後は、農業を行う住民もいなくなり、用水路やため池の除染も行われていなかつたため、共同管理は行われなくなつた。

（3）各種行事

石神地区では、正月には八坂神社で初詣や神楽が行われるほか、行政区毎に4月、7月及び10月に祭りが行われ、神社の掃除や補修をした後に皆で食べ

たり飲んだりするなどの交流が行われていたが、本件事故後は住民がいなくなり、祭りは行われなくなった。2013（平成25）年頃に再び祭りが行われるようになったものの、参加者の数は少なく、寂しいものになってしまった。

石神地区内の行事として、8月に行政区毎に集会所で行われる盆踊り大会があった。また、石神地区全体の行事としては、8月に石神中学校で行われるバレーボール大会が、10月に石神生涯学習センターで行われる文化祭があり、特にバレーボール大会は石神地区中から多くの人が集まるだけではなく、行政区毎の予選会でも地域住民が団結し、交流を深めていた。しかし、本件事故後は、2012（平成24）年頃から文化祭が再度行われるようになったほかは行事も行われないままであり、住民同士の交流の機会が失われてしまった。

さらに、行楽として、例えば石神行政区内外では、石神公園で花見をしたり、五台山で山登りや紅葉狩りをしたりしていたが、本件事故後はこれもなくなってしまった。

（4）地域の自然環境

石神地区は原町区の中でも西側に位置する山林が多い地域であり、周辺の山々は新緑や紅葉が美しく、キノコが豊富に採れるため、山菜やキノコを探しながらの山歩きを日課とする住民も多かった。自ら採った山菜やキノコは自家消費する外、親戚に送ったり、近所の方とおそらく分けをし合ったりもしていた。しかし、本件事故後は、放射能の影響を恐れて、山歩きをする住民はいなくなり、山菜やキノコをおそらく分け合うこともなくなってしまった。

また、山林を利用して、ニホンミツバチやセイヨウミツバチの養蜂をする住民もあり、そこで採れたハチミツを自ら消費したり、販売したりする者もいたが、本件事故後はこれもなくなってしまった。

さらに、石神地区を流れる小川の水無川では、子どもたちが川遊びをしていたほか、ハヤを釣ったり、モクズガニを探ったりする住民もいたが、本件事故

からは、放射能の影響を恐れて、釣りや川遊びをする者はいなくなった。

(5) 地域の産業

石神地区では、多くの住民が専業農家あるいは兼業農家として農業に携わっているほか、数件の畜産農家もいたが、本件事故後は畜産農家を廃業する者もいた。

(6) 農作物等を通じた住民の交流

石神地区では、上記の山菜やキノコのおすそ分けだけではなく、ほとんどの家が家庭菜園で野菜を栽培し、直売所で売ったり、余った収穫物については、親戚や近所同士でおすそ分けをし合ったりしていた。

しかし、自家消費用の野菜を少量つくる住民はいても、野菜は線量を計って食べざるを得ないため、そのような状況で野菜などのおすそ分けをすることはなくなり、農作物を通じた住民の交流はなくなってしまった。

(7) 石神地区住民の地域コミュニティに対する思い

以上のことおり石神地区では、山では山菜やキノコ、ハチミツを採ったり、川では川釣りや子供が川遊びをしたりするなど豊かな自然や豊富な食材に囲まれ、各戸が家庭菜園で育てた野菜などを近所の住民でおすそ分けし合ったりしており、地域コミュニティでの生活に安らぎを感じ、誇りを持っていた。

しかし、本件事故による放射能汚染のため、子どもたちが元気に遊ぶことのできる自然、安心して食べられる豊富な食材は失われてしまった。また、山菜採りやキノコ採りそして野菜作りの楽しみも、これらの収穫物を通しての近隣との交流もなくなってしまった。

このような本件事故前には習慣として当たり前のように行われていた住民同士の交流がなくなってしまった結果、石神地区の住民は、地域コミュニティで

の生活に安らぎを感じ、誇りを持つことができなくなってしまった。

以上